

経 済 産 業 省

20211220貿局第1号
輸出注意事項2021第36号
経済産業省貿易経済協力局

「漁船の輸出承認について」（昭和30年6月11日付け輸出注意事項30第15号）等の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和3年12月28日

経済産業省貿易経済協力局長 飯田 陽一

「漁船の輸出承認について」等の一部改正について

「漁船の輸出承認について」（昭和30年6月11日付け輸出注意事項30第15号）等の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則
この規程は令和4年1月1日から施行する。

「漁船の輸出承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○漁船の輸出承認について（平成30年6月11日付け輸出注意事項30第15号）

改 正 後	現 行
1・2 （略） 3 輸出承認の申請 （1）輸出承認申請の提出先 （略） ①、② （略） （削除） （2）輸出承認申請の際の添付書類 （イ）政府開発援助（ODA）の実施に伴う場合 ①～⑤ （略） ⑥ 搭載機器一覧表（<u>注1</u>） 1通 （ロ）貸渡しの契約に基づく場合 ① （略） ② 水産庁長官が発行する漁船輸出事前確認証の写し（<u>注2</u>） 1通 ③～④ （略） ⑤ 搭載機器一覧表（<u>注1</u>） 1通 （ハ）洋上売船契約（<u>注3</u>）に基づく場合 ① （略） ② 水産庁長官が発行する漁船輸出事前確認証の写し（<u>注2</u>） 1通 ③ （略） ④ 搭載機器一覧表（<u>注1</u>） 1通 （ニ）その他（（イ）から（ハ）までに該当しない場合） ① （略） ② 水産庁長官が発行する漁船輸出事前確認証の写し（<u>注2</u>） 1通 ③ 搭載機器一覧表（<u>注1</u>） 1通 （削除） （注1）・（注2） （略） （注3）本邦を出港し、<u>出港後に成立した輸出契約に基づき外国において引き渡すことになった船舶をいう。</u>	1・2 （略） 3 輸出承認の申請 （1）輸出承認申請の提出先 （略） ①、② （略） <u>③ 委任状等 各1通（輸出しようとする者の代理者が申請をする場合に限る。）（注1）</u> （2）輸出承認申請の際の添付書類 （イ）政府開発援助（ODA）の実施に伴う場合 ①～⑤ （略） ⑥ 搭載機器一覧表（<u>注2</u>） 1通 （ロ）貸渡しの契約に基づく場合 ① （略） ② 水産庁長官が発行する漁船輸出事前確認証（<u>注3</u>） 1通 ③～④ （略） ⑤ 搭載機器一覧表（<u>注2</u>） 1通 （ハ）洋上売船契約（<u>注4</u>）に基づく場合 ① （略） ② 水産庁長官が発行する漁船輸出事前確認証（<u>注3</u>） 1通 ③ （略） ④ 搭載機器一覧表（<u>注2</u>） 1通 （ニ）その他（（イ）から（ハ）までに該当しない場合） ① （略） ② 水産庁長官が発行する漁船輸出事前確認証（<u>注3</u>） 1通 ③ 搭載機器一覧表（<u>注2</u>） 1通 <u>（注1）申請者となっている法人の代表権者が同一組織内の別の者に権限を付与している場合は、授權証明書を1通、申請者が他の者に申請に係る事務を委任している場合は、委任状を1通提出する。</u> （注2）・（注3） （略） （注4）本邦を出港し、<u>出航後に成立した輸出契約に基づき外国において引き渡すことになった船舶をいう。</u>

<u>(注4)</u> (略) 4 輸出の承認 (略) (<u>1</u>) 貸渡しの契約に基づく場合 (略) (<u>2</u>) 洋上売船の契約に基づく場合 「当該輸出承認に係る船舶を引渡したときは、1ヶ月以内に引渡し議定書、抹消済船舶原簿謄本及び(財)日本海事協会又は(社)日本海事検定協会の当該船舶に係る立会確認報告書を<u>貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課に提出すること。</u>」 5 (略) (以下、略)	<u>(注5)</u> (略) 4 輸出の承認 (略) (<u>イ</u>) 貸渡しの契約に基づく場合 (略) (<u>ロ</u>) 洋上売船の契約に基づく場合 「当該輸出承認に係る船舶を引渡したときは、1ヶ月以内に引渡し議定書、抹消済船舶原簿謄本及び(財)日本海事協会又は(社)日本海事検定協会の当該船舶に係る立会確認報告書を<u>貿易審査課に提出しなければなら</u> <u>ない。</u>」 5 (略) (以下、略)
---	--

「放射性同位元素の輸出承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○放射性同位元素の輸出承認について（平成17年12月15日付け輸出注意事項17第34号）

改 正 後	現 行
1・2 （略） 3 輸出承認の申請者の資格 平成17年12月15日付け（17科原安第124号）「<u>放射性</u>同位元素の輸出確認証の交付要領」に定めるところにより、輸出確認証（以下「確認証」という。）の交付を受けた者 4 輸出承認の申請 (1) （略） (2) 輸出承認申請の際の添付書類 ①、② （略） ③ <u>確認証の写し</u> <u>1通</u> ④ （略） 5 （略）	1・2 （略） 3 輸出承認の申請者の資格 平成17年12月15日付け（17科原安第124号）「<u>放射線</u>同位元素の輸出確認証の交付要領」に定めるところにより、輸出確認証（以下「確認証」という。）の交付を受けた者 4 輸出承認の申請 (1) （略） (2) 輸出承認申請の際の添付書類 ①、② （略） ③ 確認証 ④ （略） 5 （略）